

地方分権改革の現状について

平成20年7月28日

河 川 局

資料目次

1	分権委 第1次勧告(河川抜粋)	1
	平成20年5月28日	
2	地方分権改革推進要綱 第1次(河川抜粋)	2
	平成20年6月20日	
3	全国知事会との調整状況	
3-1	直轄国道、一級河川の見直しの具体的な方向について (国土交通事務次官)	3
	平成20年6月20日	
3-2	冬柴国土交通大臣あて 道路・河川の都道府県への権限委譲に関する要請 (知事会分権特別委 委員長 山田京都府知事)	12
	平成20年6月20日	
3-3	国土交通省大臣官房あて 資料要求について (知事会事務局)	13
	平成20年6月26日	
3-3	知事会事務局あて 6月26日付け資料要求に対する回答送付 (国土交通省大臣官房)	14
	平成20年7月3日	
3-4	国土交通省大臣官房あて 国土交通省への資料要求について (知事会事務局)	22
	平成20年7月9日	
3-5	道路・河川の権限委譲に係る緊急アピール (全国知事会 会長(福岡)、分権特別委 委員長(京都))	24
	平成20年7月9日	
3-6	全国知事会事務総長あて 7月9日付け「国土交通省への資料要求について」への回答 (国土交通省)＜河川関係抜粋＞	25
	平成20年7月16日	

地方分権改革推進委員会の第1次勧告（平成20年5月28日）（抄）

第2章 重点行政分野の抜本的見直し

（2）まちづくり分野関係

【河川】

「地域の川は地方に任せる」との観点から、地域の河川の管理については、地方自治体が責任をもって担えるように見直し、一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の管理権限の移譲を進めるべきである。これに関連する国の出先機関の見直しについてはさらに検討を進め、第2次勧告において結論を得る。また、河川流路が複数都府県にまたがる一級河川についても、関係都府県の調整が整えば、管理権限を国から移譲できるよう検討すべきである。〔国土交通省関係〕

- 一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の直轄区間については、従前と同様の管理水準を維持するため財源等に関して必要な措置を講じたうえで、一級河川の位置付けを変えずに、原則として都道府県に移管する。

その際、①氾濫した場合に流域に甚大な被害が想定される水系、②広域的な水利用や電力供給のある、または全国的に価値の高い環境を保全すべき水系、③急流河川等の河川管理に高度な技術力が必要となる水系であっても、国が管理する場合を極力限定する。個別の対象河川については地方自治体と調整を行った上で、第2次勧告までに具体案を得る。

なお、地方自治体がおおむね一の都道府県内で完結するものとして移管を要望する一級水系についても、同様の見直しを行うこととする。

注；点線枠囲みの中は「前提となる事実関係や地方分権改革推進委員会の課題認識」を明らかにしている部分であり、勧告事項は点線枠囲みの外の部分。（第1次勧告P10参照）

地方分権改革推進要綱（第1次）（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）（抄）

第2 地方分権のための制度・運営の改革の推進

1 重点行政分野の抜本的見直し

第1次勧告の第2章で委員会が示した課題認識を踏まえつつ、以下のとおり、各分野の制度・運営等の改革を推進することとし、個々の事項について具体化を進め、計画の策定に向けて所要の準備を進める。その際、計画の策定を待たず実施することができる事項については、この本部決定に基づき、政府として所要の施策をできるだけ速やかに実施する。個々の事項を実施するに当たっては、根拠となる法令を改正し、人員や財源等を国から移譲するなど必要な手当てを行うものとする。

（2）地域づくり分野関係

【河川】

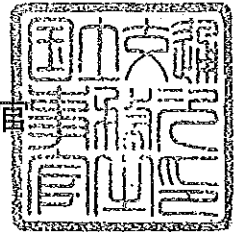
- 一級河川の直轄区間については、第1次勧告の方向に沿って、引き続き国が管理する必要がある場合を除き、原則として一の都道府県内で完結する水系内の河川を都道府県に移管する。個別の対象河川については、関係地方公共団体と調整を行った上で、第2次勧告までに具体案を得る。〔国土交通省〕



国 河 政 第 4 0 号
国 道 政 第 5 号
平成20年6月20日

全国知事会会長 殿

国土交通事務次官



直轄国道、一級河川の見直しの具体的な方向について

国土交通省においては、地方分権改革推進要綱（第1次）（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）に基づき、一般国道及び一級河川の直轄区間の見直しを行うこととしているので、別紙（「直轄国道、一級河川の見直しの具体的な方向」）について貴会の意見を求めます。

なお、見直しの具体的な方向について貴会の意見を聞きながら取りまとめた後、個別の対象道路、対象河川について、関係地方公共団体と調整を行った上で具体案を得ることとしておりますので、併せてご連絡いたします。

（参考資料）

- 地方分権改革推進要綱（第1次）（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）（抄）
- 地方分権改革推進委員会の第1次勧告（平成20年5月28日）（抄）

直轄国道、一級河川の見直しの具体的な方向

国土交通省
平成20年6月



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

直轄国道の見直しの具体的な方向(1)

国土交通省

○基本的な考え方

- ・ 国民に対して、道路交通サービスを責任もって提供するためには、整備と管理を分離することは非効率であり、同一の主体が行うべき
- ・ 全国的に重要性の高い中枢・根幹のネットワークについては、国が整備と管理に責任を持つべき

国と地方の役割分担の見直し

社会情勢の変化

○見直しの考え方

- 国が責任を持つべき道路・・・(1)高規格幹線道路
(2)県庁所在地等の重要都市間を効率的・効果的に連絡し、広域交通を担う道路
(3)重要な港湾・空港と(1)、(2)の道路との間を効率的・効果的に連絡する道路
- 都道府県等への移管対象となる道路・・・主に地域内交通を分担する道路
(直轄国道約21,500kmのうち15%程度が移管候補)

○見直しの手順

- ① 見直しの基準について、地方公共団体の意見を聞きながら取りまとめ
- ② 地方へ移管する個々の道路に関しては、関係地方公共団体と十分な調整を行った上で、関係都道府県等の意見を聞くなど手続きを踏んで移管
(関係地方公共団体の理解が得られるまで、固有名詞の公表は行わない)

直轄国道の見直しの具体的な方向(2)

国土交通省

直轄国道の要件

(合計:約21,500km)

対応(案)

(1) 高規格幹線道路の
区間

引き続き直轄管理

(2) 県庁所在地等の
重要都市間を効率的・効果的に連絡する一般国道の区間

引き続き直轄管理

直轄区間要件の適用の厳格化

以下の要件に該当する区間が都道府県等への移管候補

基準① 同一都府県内に起終点がある区間

基準② バイパスの現道区間

基準③ その一部が都府県等管理となっている路線の区間

基準④ その他重要都市の要件を厳格に適用する区間

→ 直轄国道約21,500kmのうち15%程度が移管候補

関係都道府県等の
意見を聴いた上で
移管

広域的な交通の状況や
災害時における高速交
通の代替機能等につい
て十分配慮しつつ、都
道府県等と調整

事業中の箇所もあること
から、移管の時期や方
法について検討

(3) 重要な港湾・空港と(1)、
(2)を効率的・効果的に
連絡する一般国道の区間

引き続き直轄管理

一級河川の見直しの具体的な方向(1)

○基本的な考え方

- ・ 河川の管理は、災害から国民の生命・財産・社会経済活動を守ること等を目的として行われるべきものであり、国は国民の安全、安心の確保について責任を持つべき

国と地方の役割分担の見直し

社会情勢の変化

○見直しの考え方

「地域の川は地方に任せる」との観点から、一つの都道府県で完結する一級河川については、できる限り都道府県に移管

ただし、以下の観点から国が責任を持つべき河川については、引き続き国が管理

- 氾濫した場合に流域に甚大な被害が想定される水系
- 広域的な水利用や電力供給のある、または全国的に価値の高い環境を保全すべき水系
- 急流河川等の河川管理に高度な技術力が必要となる水系

⇒一つの都道府県で完結する一級水系53のうち40%程度が移管候補

※移管後の都道府県による河川管理について、国の補助金や地方財政措置等必要の措置が適切に講じられることが必要

○見直しの手順

- ① 見直しの基準について、地方公共団体の意見を聞きながら取りまとめ
- ② 地方へ移管する個々の河川に関しては、関係地方公共団体と十分な調整を行った上で、関係都道府県知事の意見を聞くなど河川法の手続きを踏んで移管
(関係地方公共団体の理解が得られるまで、固有名詞の公表は行わない)

一級河川の見直しの具体的な方向(2)

国土交通省

対 応 (案)	留 意 事 項
○一の都道府県で完結する53水系 ⇒できる限り都道府県に移管 ※移管後の都道府県による河川管理について、国の補助金や地方財政措置等所要の措置が適切に講じられることが必要 ⇒ただし、以下のような観点から国が責任を持つべき河川については、引き続き国が管理	個別河川の地方への移管に当たっては、 ①技術力、財政力等に不足のある団体に代わって国が整備を行う仕組み(いわゆる権限代行制度)の整備 ②現在直轄事業中の箇所もあるため、河川整備の進捗に対応した段階的な移管を行うことが必要
○氾濫した場合に流域に甚大な被害が想定される水系 ○広域的な水利用や電力供給のある、または全国的に価値の高い環境を保全すべき水系 ○急流河川等の河川管理に高度な技術力が必要となる水系 60%程度	●水系の一貫管理の理念からすれば、国管理区間の間にある都道府県管理区間(いわゆる中抜け区間)のうち、河川管理上支障がある区間の直轄管理についても検討
⇒都道府県への移管候補は、40%程度	

参考資料

地方分権改革推進要綱（第1次）（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）（抄）

第2 地方分権のための制度・運営の改革の推進

1 重点行政分野の抜本的見直し

第1次勧告の第2章で委員会が示した課題認識を踏まえつつ、以下のとおり、各分野の制度・運営等の改革を推進することとし、個々の事項について具体化を進め、計画の策定に向けて所要の準備を進める。その際、計画の策定を待たず実施することができる事項については、この本部決定に基づき、政府として所要の施策をできるだけ速やかに実施する。個々の事項を実施するに当たっては、根拠となる法令を改正し、人員や財源等を国から移譲するなど必要な手当てを行うものとする。

（2）地域づくり分野関係

【道路】

- 一般国道の直轄区間については、主に地域内交通を分担する道路は都道府県が担い、国は全国的なネットワークの形成を図ることを基本として、第1次勧告の方向に沿って、指定を見直し、原則として都道府県に移管する。個別の対象道路については、関係地方公共団体と調整を行った上で、第2次勧告までに具体案を得る。〔国土交通省〕

【河川】

- 一級河川の直轄区間については、第1次勧告の方向に沿って、引き続き国が管理する必要がある場合を除き、原則として一の都道府県内で完結する水系内の河川を都道府県に移管する。個別の対象河川については、関係地方公共団体と調整を行った上で、第2次勧告までに具体案を得る。〔国土交通省〕

地方分権改革推進委員会の第1次勧告（平成20年5月28日）（抄）

第2章 重点行政分野の抜本的見直し

（2）まちづくり分野関係

【道路】

直轄国道の要件は、

- （1）高規格幹線道路の区間
- （2）県庁所在地等の重要都市間を効率的・効果的に連絡する一般国道の区間
- （3）重要な港湾・空港と（1）（2）を効率的・効果的に連絡する一般国道の区間

とされているが、主に地域内交通を分担する道路は基本的に地方が担うべきであり、国は、それを補完することにより、全国的な交通ネットワークを形成すべきである。

上記の考え方に沿ってこの要件を見直し、直轄国道の都道府県への移管を行うべきである。

これに関連する国の出先機関の見直しについてはさらに検討を進め、第2次勧告において結論を得る。なお、下記勧告による検討状況を踏まえ、直轄国道の都道府県へのさらなる移管を検討すべきである。

〔国土交通省関係〕

- 直轄国道については、主に地域内交通を分担する道路は都道府県が担い、それを補完して国は全国的な交通ネットワークの形成をはかることを基本として、上記の要件の（2）及び（3）を見直す。当面、これらの要件について、①同一都府県内に起終点がある区間、②バイパスの現道区間、③その一部が都府県等管理となっている路線の区間、④「都道府県庁所在地その他政治上、経済上又は文化上特に重要な都市」（道路法施行規則 第1条の2）の基準を厳格に適用し、原則都道府県庁所在地及び人口おおむね30万人以上の市を基本とすることにより対象外となる区間、の4種類の区間に該当するものについては、従前と同様の管理水準を維持するため財源等に関して必要な措置を講じたうえで、一般国道の位置付けを変えずに、原則として都道府県に移管する。

個別の対象道路については、地方自治体との調整を行った上で、第2次勧告までに具体案を得る。

【河川】

「地域の川は地方に任せる」との観点から、地域の河川の管理については、地方自治体が責任をもって担えるように見直し、一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の管理権限の移譲を進めるべきである。これに関連する国の出先機関の見直しについてはさらに検討を進め、第2次勧告において結論を得る。また、河川流路が複数都府県にまたがる一級河川についても、関係都府県の調整が整えば、管理権限を国から移譲できるよう検討すべきである。〔国土交通省関係〕

○ 一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の直轄区間については、従前と同様の管理水準を維持するため財源等に関して必要な措置を講じたうえで、一級河川の位置付けを変えずに、原則として都道府県に移管する。

その際、①氾濫した場合に流域に甚大な被害が想定される水系、②広域的な水利用や電力供給のある、または全国的に価値の高い環境を保全すべき水系、③急流河川等の河川管理に高度な技術力が必要となる水系であっても、国が管理する場合を極力限定する。個別の対象河川については地方自治体と調整を行った上で、第2次勧告までに具体案を得る。

なお、地方自治体がおおむね一の都道府県内で完結するものとして移管を要望する一級水系についても、同様の見直しを行うこととする。

注：点線枠囲みの中は「前提となる事実関係や地方分権改革推進委員会の課題認識」を明らかにしている部分であり、勧告事項は点線枠囲みの外の部分。（第1次勧告P10参照）

国土交通大臣 冬 柴 鐵 三 様

道路・河川の都道府県への権限移譲に関する要請

本日開催された地方分権改革推進本部会議において、地方分権改革推進委員会の第1次勧告を受けて地方分権改革推進要綱が決定されました。

この地方分権改革推進要綱においては、「個別の対象道路（河川）については、関係地方公共団体と調整を行った上で、第2次勧告までに具体案を得る」とされております。

全国知事会としては、道路・河川の権限移譲が、政府と関係都道府県との協議のみにより行われることによって国民に見えない形で行われることのないよう、また、政府と関係都道府県との協議が統一した考え方のもとに行われることとなるように、まずは、全国知事会が政府の基本的な考え方を伺うことといたしました。

つきましては、道路・河川の都道府県への権限移譲に関し、移譲の範囲、財源措置、技術の確保方策を含め、移譲に係る基本的な事項全般についての考え方を提示していただくよう要請します。

平成20年6月20日

全国知事会地方分権推進特別委員会
委員長 京都府知事 山 田 啓 二

資料要求について

道路、河川の都道府県への権限移譲について、平成20年6月20日付けで移譲に係る基本的な事項についての考え方を提示して頂くよう要請を行ったところであります。

まず基本的なものとして、以下に掲げる事項について、資料を提供していただくようお願いします。

なお、今後、提供いただいたものをもとに、全国知事会における議論等を踏まえて、追加の照会を行うこととしておりますので、よろしくお願いします。

○ 移譲の範囲について

- ・ 国と地方の役割分担の現行の考え方（基準）と、今回、具体的にどのような見直しを行うのかについて、ご教示願います。
- ・ 特に見直しにあたり、移譲の範囲を提示案に限定する理由も具体的に明記願います。

○ 財源措置について

- ・ 移譲が想定される道路・河川について、現行どの程度の財源が措置されているのか、また、今後どの程度の財源が必要であるのか、ご教示願います。
- ・ その上で、移譲にあたって必要となる財源措置についての考え方をご教示願います。

○ 技術を確保するための方策について

- ・ 移譲が想定される道路・河川について、管理等に必要な技術・資機材等の現状について、ご教示願います。
- ・ 必要な技術・資機材等の移譲方法について、考え方をご教示願います。

○ 組織・人員について

- ・ 移譲が想定される道路・河川について、現行どの程度の組織・人員で管理されているのか、ご教示願います。
- ・ また、移譲にあたってその人員の移行等について、ご教示願います。

○ 非常時における国の責任

- ・ 大災害など非常時における国の役割について、ご教示願います。

○ その他

- ・ 道路・河川の権限移譲にあたり、一級河川としての位置づけに変更を加えることはないのかなど、法制上の位置付けがどのようなになるのかについてご教示願います。

○ 移譲の範囲について

- ・ 国と地方の役割分担の現行の考え方（基準）と、今回、具体的にどのような見直しを行うのかについて、ご教示願います。
- ・ 特に見直しにあたり、移譲の範囲を提示案に限定する理由も具体的に明記願います。

【道路】

1. 現行の直轄国道の要件は、次の（１）から（３）のとおりです。

（１）高規格幹線道路の区間

（２）県庁所在地等の重要都市間を効率的・効果的に連絡する一般国道の区間

（３）重要な港湾・空港と（１）、（２）を効率的・効果的に連絡する一般国道の区間

このうち、（２）の「重要都市」については、平成１１年の道路審議会「直轄管理区間の指定基準に関する答申」にあるように、広域交通の拠点となる次のような都市としているところです。

- ・ 地方中核都市（都道府県庁所在地、北海道の支庁所在地に加え、人口概ね３０万人以上の市）
- ・ 地方における中核的な都市（人口概ね１０万人以上かつ昼夜間人口比１以上の市）を考慮
- ・ 半島地域等の中心となる市

2. 今回、直轄国道の見直しに当たり、全国的に重要性の高い中枢・根幹のネットワークについては、引き続き、国が責任を持つべきである一方、主に地域内交通を分担する区間については、都道府県等へ移管する候補とすべきと考えております。

3. 具体的には、上記（１）及び（３）については、全国的に重要性の高い中枢・根幹のネットワークに該当し、引き続き、国が責任をもって整備・

管理すべきと考えております。上記（２）に該当する区間のうち、主に地域内交通を分担している区間が移管候補になると考えており、それを類型化したものが、①同一都府県内に起終点がある区間、②バイパスの現道区間、③その一部が都府県等管理となっている路線の区間、④その他重要都市の要件を厳格に適用する区間、です。

このうち、④については、起終点となっている「重要都市」について、上記１．の要件を厳格に適用し、その結果、対象外となることが考えられる区間です。

【河川】

- １．河川の管理は、災害から国民の生命・財産、社会経済活動を守ること等を目的として行われるものであり、国民の安全、安心の確保等について国が責任を持つべきとの考え方から、国土保全上又は国民経済上重要な水系を一級水系として指定し、特に重要度の高い区間を直轄管理区間として国が直接河川管理を行ってきたところですが、今回の地方分権の議論の中で、「地域の川は地方に任せる」との観点から、一つの都道府県で完結する一級河川について、国が責任を持つべき河川を除き、できる限り都道府県に移管することとしました。
- ２．なお、国が責任を持つべき河川については、氾濫した場合に流域に甚大な被害が想定される水系、広域的な水利用や電力供給のある又は全国的に価値の高い環境を保全すべき水系、急流河川等の河川管理に高度な技術力が必要となる水系を対象としているところです。

○ 財源措置について

- ・ 移譲が想定される道路・河川について、現行どの程度の財源が措置されているのか、また、今後どの程度の財源が必要であるのか、ご教示願います。
- ・ その上で、移譲にあたって必要となる財源措置についての考え方をご教示願います。

1. 移管する道路、河川については、まず、見直しの具体的な方向について貴会などのご意見をお伺いした上でとりまとめ、それをもとに関係都道府県等との調整を行い、年末に予定されている第2次勧告までに具体案を得たいと考えているところであり、現時点では、移管が想定される道路、河川は特定されておられません。
2. また、道路の整備、河川の改修に関しては、個々の事業の進捗状況や災害対応などの要因で短期的に事業量が変動するため、移管が想定される道路、河川の「整備・改修」に係る現行の事業費、及び今後どの程度の事業費が必要であるかについて、正確な数値をお示しすることはできません。
3. なお、参考までに、「維持管理・維持修繕」に係る事業費は管理延長に概ね比例すると想定されるため、
 - ①道路については、平成20年度予算における直轄区間全体の維持管理費約2,700億円から試算すると、該当区間の維持管理に現在投下されている事業費はその約15%に相当する約400億円と見込まれます。
 - ②河川については、平成20年度予算における53水系の直轄区間全体の維持修繕費約500億円から試算すると、該当区間の維持修繕に現在投下されている事業費はその約20%に相当する約100億円と見込まれます。
4. いずれにせよ、移管に伴う財源等の取扱いについては、今後の政府全体の議論や地方分権改革推進委員会での議論、関係都道府県等との調整を経て、方針が決まっていくものと考えております。

○ 技術を確保するための方策について

- ・ 移譲が想定される道路・河川について、管理等に必要な技術・資機材等の現状について、ご教示願います。
- ・ 必要な技術・資機材等の移譲方法について、考え方をご教示願います。

【道路】

1. 道路は、わが国の経済・社会活動を支える基盤であることから、高い信頼性と安全性を確保するため、適切な管理を実施する必要があります。
2. 特に、今後、老朽化した道路ストックが急増することも踏まえ、
 - ①トンネルや橋梁等の構造物の点検
 - ②老朽化した構造物の維持・更新
 - ③コストの上昇を抑制しつつ、これら管理の計画的な実施 等において、ライフサイクルコストの観点からの適切な管理手法や長寿命化のための修繕方法等についての専門的な技術や経験等が必要不可欠であることから、これまで蓄積された道路管理の技術を活かしつつ、今後とも、地方公共団体とも協力しながら施策を進めてまいります。
3. なお、現時点において、移管の対象となる個別の区間は特定されていないことから、具体の管理等に必要な技術・資機材等について、お示しすることはできません。

【河川】

1. 河川管理を適切に行うためには、平常時から河川管理施設等を適切に監視するなど維持管理のために必要な技術、良好な河川環境の整備と保全のために必要な技術、現場ごとに異なる条件に最も適した工法により河川工事を実施する技術、災害発生時に迅速かつ適確な対応を行うための危機管理に関する技術など様々な技術が求められ、それらを実施するための資機材等も日常的に用いるものから災害時に用いるものまで多岐にわたってい

ます。

2. 一方、河川は、自然公物であり、流域の地形、地質、気象等の自然条件や氾濫域の人口、資産の集積等の社会条件が河川ごとに様々に異なることから、河川ごとに必要となる技術等が大きく異なります。また、災害が国レベルでは毎年のように発生しているのに対し、地方公共団体では何年に一度経験するかどうかというような状況であり、特に災害時の河川管理に関して有する技術に大きな格差が生じています。
3. 河川の都道府県への移管に際しては、河川管理に必要な技術等を有し適確な河川管理がなされることが前提と考えておりますが、個別の河川ごと、又は地方公共団体ごとに事情が異なることから、技術支援に関しての具体的な調整は、個別に実施する必要があると考えております。
4. また、河川管理に必要な技術等については、水害の現場の経験を基礎として組織的に経験の共有と分析を行うことにより維持向上されていくものであり、容易に技術が伝承できる性格のものではありませんが、従前より、国で蓄積された河川管理に関する技術をマニュアル等にして反映するなど都道府県の河川管理に対しても支援をしてきており、今後もその方針に変わりはありません。

○ 組織・人員について

- ・ 移譲が想定される道路・河川について、現行どの程度の組織・人員で管理されているのか、ご教示願います。
- ・ また、移譲にあたってその人員の移行等について、ご教示願います。

1. 移管する道路、河川については、まず、見直しの具体的な方向について貴会などのご意見をお伺いした上でとりまとめ、それをもとに関係都道府県等との調整を行い、年末に予定されている第2次勧告までに具体案を得たいと考えているところであり、現時点では、移管が想定される道路、河川は特定されておられません。
2. さらに、道路の整備、河川の改修に関しては、個々の事業の進捗状況や災害対応などの要因で短期的に事業量変動するため、移管が想定される道路、河川の「整備・改修」に係る現行の組織、人員について、正確な数値をお示しすることはできません。
3. また、道路の維持管理、河川の維持修繕に関しては、例えば、国道事務所・河川事務所等の管理部門や業務発注部門の職員などは、「維持管理・維持修繕」と「整備・改修」のいずれにも携わっているため、「維持管理・維持修繕」に係る現行の組織、人員をお示しすることも困難であることをご理解いただきたいと思います。
4. いずれにせよ、今後、地方分権改革推進委員会での議論や、関係都道府県等との調整を踏まえながら、具体的な移管対象や、移管に伴う組織、人員の取扱いを検討していきたいと考えております。

○ 非常時における国の責任

- ・ 大災害など非常時における国の役割について、ご教示願います。

【道路】

1. 災害への対応は、道路管理にかかる重要な責務の一つであることから、まずは、道路管理者による迅速かつ的確な対応が求められるものであると考えております。また、災害に対しては、事前の対策により、その発生を未然に防ぐことが重要であり、災害への予防対策を計画的かつ着実に実施することが道路管理者の責務であると考えております。
2. なお、大規模な自然災害等の発生に対しては、国が被災した地方公共団体に対して従前より可能な範囲で支援を行ってきているところであり、今後ともその方向で努力してまいります。

【河川】

1. 水害等の発生に対しては、事前の予防対策により日頃からその発生を未然に防ぐことが重要であり、河川改修など水害等への予防対策を計画的かつ着実に実施することが当該河川を管理する者の責務であると考えております。また、水害等の発生時の対応については、規模の大小にかかわらず、平常時の河川管理を通じて得た情報に基づいて迅速かつ適確な対応を行うことが必要であると考えております。
2. なお、大規模な自然災害等の発生に対しては、国が被災した地方公共団体に対して従前より可能な範囲で支援を行ってきているところであり、今後ともその方向で努力してまいります。

○ その他

- ・ 道路・河川の権限移譲にあたり、一級河川としての位置づけに変更を加えることはないのかなど、法制上の位置付けがどのようなものになるのかについてご教示願います。

【道路】

移管後の道路の種別については、個々の区間毎に、その役割等を勘案して、道路法に規定する道路の種別毎の要件に照らして判断することになります。

【河川】

国から都道府県への移管にあたっての位置づけは現在検討しているところです。

国土交通省への資料要求について

道路、河川の都道府県への権限移譲に関する質問について、平成20年7月3日付で回答をいただいているところですが、再度質問をいたします。

なお、今後、全国知事会における議論等を踏まえて、以下に掲げる事項以外の項目についても、追加の照会を行うこととしておりますので、よろしくお願いします。

移譲の範囲について

- 直轄国道について、主に地域内交通を分担しているとして類型化した①～④以外の区間については、全国的に重要性の高い中枢・根幹ネットワークに該当するとした具体的な理由を示してください。
- 直轄国道について、要件のうち「効率的・効果的に連絡する」とは具体的にどのような基準で判断するかを示してください。
- 道路については、地方分権改革推進要綱（第1次）においては「第1次勧告の方向に沿って、指定を見直し」となっていますが、第1次勧告が重要都市を「都道府県庁所在地及び人口おおむね30万以上の市」と定義しているのにもかかわらず、平成11年道路審議会答申に掲げられている「地方における中核的な都市」及び「半島地域等の中心となる市」を加えて定義している理由を示してください。
- 国が責任を持つべき河川について、
 - ・ 氾濫した場合に流域に甚大な被害が想定される水系
 - ・ 広域的な水利用や電力供給のある又は全国的に価値の高い環境を保全すべき水系
 - ・ 急流河川等の河川の管理に高度な技術力が必要となる水系の具体的な基準を示してください。
- 移譲が想定される道路・河川について、「現時点では、特定されていない」としながら、事業費について、道路については直轄区間全体の15%、河川については53水系の直轄区間全体の20%に相当するとの具体的な数字が示されています。この数字を導くに至った具体的な根拠を示してください。

財源措置について

- 全ての一般国道、及び一級水系のうち一の都道府県内で完結する一級河川、おおむね一の都道府県内で完結する一級河川について、道路については各区間ごとに、

河川については河川ごとに、

- ① 過去10年間の整備費及び維持管理費の決算額、財源内訳、事業概要
- ② 既決定の事業計画上の今後の事業費、財源内訳、事業概要及び事業完了予定年度

を示してください。なお②については、緊急の災害対策などを除き、現時点で判明しているものについて示してください。

- 道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について、政府内の関係府省で調整のうえ、財源措置についての基本的な考え方を示してください。

技術を確保するための方策について

- 全ての一般国道、及び一級水系のうち一の都道府県内で完結する一級河川、おおむね一の都道府県内で完結する一級河川について、道路については各区分ごとに、河川については河川ごとに、現在の例えば除雪機器や除草機などの備品（例えば取得原価100万円以上の機械器具）などの管理状況を示してください。

組織・人員について

- 全ての一般国道、及び一級水系のうち一の都道府県内で完結する一級河川、おおむね一の都道府県内で完結する一級河川について、これらの整備・管理等に係る全ての組織、具体的な業務、及び人員などを平成20年4月1日現在で、局、事務所、出張所ごとに示してください。
- 道路・河川の権限移譲に伴い、国の出先機関で余剰となる人員に対する国の対応について、基本的な考え方を示してください。

非常時における国の責任

- 大規模な自然災害等の発生に対しては、国が被災した地方公共団体に対して従前より可能な範囲で支援を行ってきているところであり、今後ともその方向で努力していくとされているが、支援の方策について具体的に示してください。

その他

- 移管後の道路の種別については、個々の区分毎に、その役割等を勘案して、道路法に規定する道路の種別毎の要件に照らして判断することとされていますが、その具体的な基準を示してください。

道路・河川の権限移譲に係る緊急アピール

地方分権改革推進委員会の第1次勧告を踏まえ、全国知事会は、直ちに国に対し、道路・河川に係る権限移譲の具体的な考え方や方法等を示すよう求めてきたところである。

しかし、現時点において国が示している考え方は、権限移譲の範囲が極めて限定的なものであり、これまで全国知事会が提言してきた「国の出先機関の抜本的見直し」につながるものではない。

また、権限移譲に当たって最も基本になる、財源や人員等についての扱いについては今後の検討課題とされるにとどまっており、これでは本格的な協議を開始することは難しい。

政府は、地方分権改革推進法の趣旨に沿って権限移譲の具体化が進むよう、以下の事項について、真摯に対応することを強く求めるものである。

記

- 1 権限移譲の範囲は、国の出先機関の抜本的な廃止縮小を見据えたものとする。
- 2 権限移譲に伴い、地方整備局予算から分割・移管する財源や人員、機材等について基本的な考え方を具体的に示すこと。
- 3 災害時における国の役割や基本的な支援体制を明確にすること。
- 4 以上の事項の検討を進めるに当たり必要な道路・河川に関わる予算・事務量・人員等の情報について、積極的に開示すること。

平成20年7月9日

全国知事会

会 長 麻 生 渡

地方分権推進特別委員会委員長

山 田 啓 二

事 務 連 絡

平成20年7月16日

全国知事会事務総長 殿

国 土 交 通 省

貴会事務局から平成20年7月9日に頂きました「国土交通省への資料要求について」につきまして、別添の通り回答いたします。

また、作業中のため今回回答できないとしている部分については、整理が出来た段階でお示ししていきたいと考えております。

国土交通省におきましては、「活力ある地方」を創出するため、これまでも積極的に地方分権に対応しており、貴会からご質問があった事項について、現段階でお答えすることが可能な範囲でできる限り回答を行ってきたところであります。

今後とも、国土交通省といたしましては、地方分権改革の推進に取り組んでまいりますのでよろしくお願いいたします。

なお、「見直しの具体的な方向」については、貴会等の意見を聞きながら取りまとめた後、個別の対象道路、対象河川について、関係地方公共団体と調整を行うこととなりますが、8月中を目途に調整が開始されますと、関係地方公共団体においても十分な検討の時間を持てただけなのではないかと考えております。

○ 国が責任を持つべき河川について、

- ・ 氾濫した場合に流域に甚大な被害が想定される水系
 - ・ 広域的な水利用や電力供給のある又は全国的に価値の高い環境を保全すべき水系
 - ・ 急流河川等の河川の管理に高度な技術力が必要となる水系
- の具体的な基準を示してください。

1. 河川の管理は、災害から国民の生命・財産・社会経済活動を守ること等を目的として行われるべきものであり、国は国民の安全、安心の確保について責任を持つべきとの考え方から、国が責任を持つべき河川について

- ・ 氾濫した場合に流域に甚大な被害が想定される水系
- ・ 広域的な水利用や電力供給のある又は全国的に価値の高い環境を保全すべき水系
- ・ 急流河川等の河川の管理に高度な技術力が必要となる水系

との考え方を示してまいりました。

2. 河川は個別河川ごとに自然的条件、社会的条件等が様々に異なりますので、上記の考え方に沿って、一の都道府県内で完結する一級水系の中から個別河川ごとに移管候補となる河川を判断していくこととしております。

○ 移譲が想定される道路・河川について「現時点では、特定されていない」としながら、事業費について、道路については直轄区間全体の15%、河川については53水系の直轄区間全体の20%に相当するとの具体的な数字が示されています。この数字を導くに至った具体的な根拠を示してください。

【道路】

1. 「15%」は、見直しの具体的な方向に複数該当する区間もあるなど、詳細な整理が必要ですが、大まかに当てはめたところ、現行の直轄国道のうち、15%程度が移管候補になると推定したものであります。
2. 維持管理に係る事業費については、管理延長に概ね比例すると想定し、平成20年度予算における直轄区間全体の維持管理費約2,700億円から試算すると、移管候補区間の維持管理に現在投下されている事業費はその約15%に相当する約400億円と見込まれます。
3. なお、直轄国道に係る資料については、ご趣旨を踏まえ、現在、更に整理を進めているところであり、整理が出来た段階で、お示ししていきたいと考えております。

【河川】

1. 移管候補河川については、一の都道府県内で完結する一級河川53水系の中でも、石狩川のように流域面積が大きく直轄管理区間が長い河川ではなく、比較的流域面積が小さく直轄管理区間が短い河川が多いと推測できますので、53水系のうち水系数では約40%程度であるものの河川延長は約20%程度と仮定して、維持修繕にかかる事業費は管理延長に概ね比例すると想定して、移管候補河川の維持修繕にかかる事業費の見込みを試算したものです。
2. なお、個々の移管候補河川に関する詳細なデータについては、関係都道

府県との個別河川ごとの調整段階においてお問い合わせに対応することといたします。

○ 全ての一般国道、及び一級河川のうちの都道府県内で完結する一級河川、おおむね一の都道府県内で完結する一級河川について、道路については区間ごとに、河川については河川ごとに、

① 過去10年間の整備費及び維持管理費の決算額、財源内訳、事業概要

② 既決定の事業計画上の今後の事業費、財源内訳、事業概要及び事業完了予定年度

を示してください。なお②については、緊急の災害対策などを除き、現時点で判明しているものについて示してください。

【道路】

1. 上記①過去10年間の整備費及び維持管理費の決算額、財源内訳、事業概要のうち平成19年度分について、及び、②平成20年度予算において事業中の改築事業の総事業費（これまでの投資額を含む）について、別添1及び2の通り回答いたします。

残る部分については、今後作業を進め、7月中を目途に回答したいと考えております。

2. なお、直轄国道に係る資料については、ご趣旨を踏まえ、現在、更に整理を進めているところであり、整理が出来た段階で、お示ししていきたいと考えております。

【河川】

1. 一級水系のうちの都道府県内で完結する一級河川及びおおむね一の都道府県内で完結する一級河川についての、河川ごとの過去10年間の整備費及び維持管理費の決算額、財源内訳、事業概要については、移管候補としない河川にかかる作業も含まれ、また、作業が膨大となりますので、取り急ぎ、平成19年度の各河川における事業費について別添3のとおり取りまとめました。

2. また、既決定の事業計画上の今後の事業費、財源内訳、事業概要及び事業完了予定年度については、現在決定済みの事業について別添4のとおりです。
3. なお、個々の移管候補河川に関する詳細なデータについては、関係都道府県との個別河川ごとの調整段階においてお問い合わせに対応することといたします。

○ 道路・河川の権限委譲に伴う財政措置について、政府内の関係府省で調整のうえ、財源措置についての基本的な考え方を示してください。

1. 移管する道路、河川に係る財源について、全国知事会としても大きな関心を有していることは承知しております。
2. 財源については、地方分権改革推進委員会が提示したスケジュールによれば21年春の第三次勧告で具体的な内容が示されることとされており、現時点で基本的な考え方を示することはできませんが、政府としては「地方分権改革推進要綱（第一次）」（平成20年6月。地方分権改革推進本部決定）において「個々の事項を実施するに当たっては、・・・人員や財源等を国から移譲するなど必要な手当てを行うものとする」ことを決定しているところであり、国土交通省としても政府の一員として真摯に対応してまいりたいと考えております。

- 全ての一般国道、及び一級水系のうち一の都道府県内で完結する一級河川、おおむね一の都道府県内で完結する一級河川について、道路については各区分ごとに、河川については河川ごとに、現在の例えば除雪機器や除草機などの備品（例えば取得原価１００万円以上の機械器具）などの管理状況を示してください。

【道路】

1. 直轄国道を管理する上で必要な機械器具等は、地方整備局や国道事務所単位に複数の区分や路線を組み合わせ、管理・運用しているケースがあるため、道路の各区分ごとにお示しすることは難しいと考えております。
2. そのため、地方整備局や国道事務所ごとに管理・運用している、巡回車、維持車、除雪車についての管理状況について、別添５の通りお示しいたします。

【河川】

1. 一級水系のうち一の都道府県内で完結する一級河川、おおむね一の都道府県内で完結する一級河川を管理している事務所において、河川管理に用いる除草機、パトロールカー等の主な機械類についてを、別添６のとおりとりまとめておりますので、お示しいたします。
2. なお、排水ポンプ車、照明車等の車両については、地方整備局単位で管理・運用しておりますので、必ずしも個別河川ごとでの整理ができないことをご了承ください。

○ 全ての一般国道、及び一級水系のうち一の都道府県内で完結する一級河川、おおむね一の都道府県内で完結する一級河川について、これらの整備・管理等に係る全ての組織、具体的な業務、及び人員などを平成20年4月1日現在で、局、事務所、出張所ごとに示してください。

1. 各地方整備局については、本局の河川部、道路部及び用地部並びに河川国道事務所等について、平成19年7月1日時点の人員数等を別添7のとおりお示しいたします。

○ 道路・河川の権限委譲に伴い、国の出先機関で余剰となる人員に対する国の対応について、基本的な考え方を示してください。

1. 人員については、今後地方分権改革推進委員会において第2次勧告に向けて議論される国の出先機関の改革の中で、職員の移行等の仕組みについても併せて検討することとされており、現時点で基本的な考え方をお示しすることはできませんが、政府としては「地方分権改革推進要綱(第一次)」(平成20年6月。地方分権改革推進本部決定)において「個々の事項を実施するに当たっては、根拠となる法令を改正し、人員や財源等を国から移譲するなど必要な手当てを行うものとする」ことを決定しているところであり、国土交通省としても政府の一員として真摯に対応してまいりたいと考えております。

- 大規模な自然災害等の発生に対しては、国が被災した地方公共団体に対して従前より可能な範囲で支援を行ってきているところであり、今後ともその方向で努力していくとされているが、支援の方策について具体的に示してください。

【道路】

1. 道路法第13条第3項に基づく、指定区間外の国道における被災に対して、国が災害復旧に関する工事を行う直轄権限代行による支援と、地方公共団体が行う被災状況調査や被災地の早期復旧等に対して人員や資機材を派遣して、技術的な支援を行う緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）があります。

○指定区間外国道の災害復旧に関する工事の直轄権限代行の実施例

平成16年10月の新潟県中越地震で大規模に被災した国道291号の災害復旧について、国が直轄事業として実施。

<参考>

《道路法第13条第3項》

国土交通大臣は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、都道府県に代わって自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる。

○緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等による技術的支援の実施例

平成20年6月14日発生の岩手・宮城内陸地震に際して、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣。

緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による支援

- ①祭時大橋（落橋）の調査（国道342号、岩手県一関市）

- ・本省道路局1名、国土技術政策総合研究所2名、土木研究所2名が6月15日から現地調査
- ・6月18日、本来管理者である岩手県に現地調査結果を報告

②地方公共団体への技術支援

- ・地方公共団体(宮城県、岩手県、栗原市、一関市)からの要請を受け、被害状況の調査や復旧方法等に関する技術的支援を行うため、地方整備局の職員を現地に派遣

(6月16日～6月21日 延べ人数50班、210人)

資機材による支援

国道398号、342号等の被災調査や円滑な復旧工事を支援するため、照明車2台、衛星通信車等3台、無人建設機械(遠隔操作重機)3台、橋梁点検車1台を派遣、応急組立橋1橋を派遣

復旧への技術的支援

国道342号災害復旧技術検討委員会に東北地方整備局がオブザーバー参加

<参考>

《国土交通省防災業務計画》

必要に応じて、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣し、被災地方公共団体が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を実施する。

【河川】

1. 国による災害時の支援については、一般的には応急対策等における技術的支援と復旧・復興対策における事業実施の支援の二つに大きく分けられます。災害の種類、被災状況、地元地方公共団体による対応状況等により、国の支援体制や内容は異なりますが、例えば、今年6月に発生した岩手宮

城内陸地震においては、岩手県、宮城県の両知事より国による支援の要望をいただいたことや現地の被災状況などから、被災状況調査班、応急対策班、高度技術指導班等の全国の地方整備局等からなるTEC-FORCEによる技術的支援と直轄砂防災害関連緊急事業の事業採択を行いました。

2. なお、災害への対応は河川を管理する者の重要な責務の一つですから、一義的には河川を管理する者により迅速かつ的確に対応すべきものと考えており、国による支援は、その対応状況などに応じて実施することになります。

岩手宮城内陸地震時の国土交通省の支援の事例（7月15日現在）

○直轄砂防災害関連緊急事業の実施概要

工事実施箇所8カ所（宮城県内6カ所、岩手県内2カ所）

工事内容：河道掘削、護岸工、除石工、排水ポンプ など

○TEC-FORCEによる技術支援の例

被災状況調査班：土砂災害危険箇所等の点検実施と必要な応急対策の助言
延べ433人・日

応急対策班：遠隔操縦式油圧ショベル、照明車、排水ポンプ車等による河道閉塞、仮水路掘削、夜間監視・夜間作業の支援等
延べ438台・日

高度技術指導班：河道閉塞箇所の調査と緊急対策や二次災害防止のための監視体制の立案・指導
延べ90人・日

(単位:百万円)

水系名	整備費		維持管理費		計	
	事業費	直轄事業負担金	事業費	直轄事業負担金	事業費	直轄事業負担金
天塩川	6,968	1,342	1,990	597	8,958	1,939
渚滑川	160	32	131	39	291	71
湧別川	665	133	154	46	819	179
常呂川	1,750	350	608	183	2,358	533
網走川	2,474	772	273	82	2,747	853
留萌川	6,001	959	153	46	6,154	1,005
石狩川	53,680	10,469	7,741	2,322	61,421	12,791
尻別川	1,700	340	190	57	1,890	397
後志利別川	1,866	373	749	225	2,615	598
鶴川	1,190	264	188	56	1,378	321
沙流川	5,569	901	708	212	6,276	1,113
釧路川	2,897	727	423	127	3,320	854
十勝川	10,366	2,090	2,117	635	12,483	2,725
岩木川	4,830	1,035	1,259	567	6,088	1,602
高瀬川	1,084	226	295	133	1,379	359
鳴瀬川	3,361	1,115	1,425	641	4,786	1,756
名取川	702	274	908	409	1,610	682
雄物川	7,356	1,466	1,916	862	9,272	2,329
子吉川	1,588	311	481	216	2,069	527
最上川	13,644	3,053	3,846	1,731	17,490	4,784
赤川	514	154	1,002	451	1,516	605
黒部川	541	206	827	372	1,368	578
常願寺川	394	125	328	148	722	273
小矢部川	973	292	485	218	1,458	510
手取川	539	185	613	276	1,152	461
梯川	2,634	790	443	199	3,077	990
狩野川	2,231	781	1,051	473	3,282	1,254
安倍川	741	247	549	247	1,290	494
大井川	386	155	949	427	1,335	582
菊川	355	118	595	268	950	386
豊川	2,889	957	773	348	3,662	1,305
鈴鹿川	940	313	433	195	1,373	508
雲出川	1,068	356	264	119	1,332	475
櫛田川	900	314	707	318	1,607	632
宮川	3,417	1,142	509	229	3,926	1,371
円山川	13,187	4,414	547	246	13,734	4,660
加古川	1,197	406	832	374	2,029	781
揖保川	765	275	520	234	1,285	508
千代川	6,458	1,000	537	242	6,995	1,241
天神川	773	154	299	135	1,072	288
日野川	654	122	590	265	1,243	387
高津川	262	44	294	132	556	176
吉井川	544	190	1,025	461	1,569	651
旭川	1,760	607	868	391	2,628	997
太田川	3,795	1,286	1,434	645	5,229	1,931
佐波川	1,265	418	412	186	1,677	604
那賀川	3,129	733	526	237	3,655	969
土器川	527	199	375	169	902	368
重信川	622	221	862	388	1,484	609
肱川	5,386	1,339	878	395	6,264	1,734
物部川	192	32	169	76	361	108
遠賀川	6,589	2,267	2,215	997	8,804	3,264
矢部川	1,108	369	432	194	1,540	564

(単位：百万円)

水系名	整備費		維持管理費		計	
	事業費	直轄事業負担金	事業費	直轄事業負担金	事業費	直轄事業負担金
松浦川	1,212	288	952	428	2,164	717
六角川	1,457	330	1,153	519	2,610	849
嘉瀬川	15,047	3,223	494	222	15,541	3,445
本明川	1,485	302	323	145	1,809	447
菊池川	1,573	478	1,277	575	2,851	1,053
白川	3,947	1,045	202	91	4,149	1,136
緑川	756	217	1,371	617	2,127	834
球磨川	5,135	1,221	721	324	5,856	1,546
大分川	2,670	542	434	195	3,104	737
番匠川	1,243	307	423	190	1,666	498
小丸川	364	75	119	54	483	129
肝属川	1,233	290	437	197	1,670	487

※四捨五入の関係で計があわない場合がある。

※本表は、ご依頼のあった整備費及び維持管理費の決算額が現在算定中であるため、平成19年度に国が施行している河川事業・河川総合開発事業に係る事業費及び直轄事業負担金で補正予算・調整費を含む最終実施計画ベースの額を記載している。

※今後の精算の結果による決算額と本表は、若干の差異が生じる場合がある。

既決定の事業計画

別添4

水系名	事業名※1	事業概要		
		事業完了 予定年度※2	事業主体	総事業費※3
天塩川	サンルダム建設事業	-	北海道開発局	約528億円
留萌川	留萌ダム建設事業	H21	北海道開発局	約710億円
石狩川	夕張シューパロダム建設事業	H21	北海道開発局	約1470億円
	幾春別川総合開発事業	H24	北海道開発局	約835億円
	千歳川遊水地（大規模工事）	H31	北海道開発局	約1150億円
沙流川	沙流川総合開発事業	H21	北海道開発局	約1,313億円
岩木川	津軽ダム建設事業	-	東北地方整備局	約1,620億円
鳴瀬川	鳴瀬川総合開発事業	-	東北地方整備局	調査中
雄物川	成瀬ダム建設事業	-	東北地方整備局	約1,530億円
	特定構造物改築事業（新屋水門）	H24	東北地方整備局	約11億円
	特定構造物改築事業（湯沢統合堰）	H22	東北地方整備局	約62億円
子吉川	鳥海ダム建設事業	-	東北地方整備局	調査中
最上川	長井ダム建設事業	H22	東北地方整備局	約1,600億円
狩野川	床上浸水対策特別緊急事業	H21	中部地方整備局	約14億円
	特定構造物改築事業（黄瀬川橋）	H25	中部地方整備局	約19億円
豊川	設楽ダム建設事業	-	中部地方整備局	約2,070億円
雲出川	特定構造物改築事業（近鉄日本鉄道新中村川橋梁）	H23	中部地方整備局	約72億円
宮川	床上浸水対策特別緊急事業	H22	中部地方整備局	約114億円
円山川	河川激甚災害対策特別緊急事業	H21	近畿地方整備局	約650億円
千代川	殿ダム建設事業	H23	中国地方整備局	約950億円
旭川	特定構造物改築事業（百間川河口水門）	H24	中国地方整備局	約120億円
	旭川放水路（大規模工事）	H25	中国地方整備局	約890億円
太田川	床上浸水対策特別緊急事業	H23	中国地方整備局	約137億円
那賀川	長安口ダム改造事業	-	四国地方整備局	約400億円
肱川	山鳥坂ダム建設事業	-	四国地方整備局	約850億円
	鹿野川ダム改造事業	-	四国地方整備局	約420億円
物部川	特定構造物改築事業（後川樋門）	H23	四国地方整備局	約14億円
遠賀川	床上浸水対策特別緊急事業	H21	九州地方整備局	約34億円
嘉瀬川	嘉瀬川ダム建設事業	H23	九州地方整備局	約1,780億円
本明川	本明川ダム建設事業	-	九州地方整備局	約780億円
白川	立野ダム建設事業	-	九州地方整備局	約425億円
	特定構造物改築事業（JR第一白川橋梁）	H21	九州地方整備局	約49億円
緑川	七滝ダム建設事業	-	九州地方整備局	調査中
球磨川	川辺川ダム建設事業	-	九州地方整備局	約2,650億円
大分川	大分川ダム建設事業	H29	九州地方整備局	約967億円

※1 平成20年度予算において事業中の主な事業として、

ダム事業については建設中のもの及び実施計画調査中の事業を記載

河川事業については、床上、復築、激特、特構、一般改修（大規模）事業を記載

※2 ダム事業の事業完了予定年度については本体着手したものは完成予定年度を記載し、それ以外については予算や地元との調整があるため「-」としている

※3 再評価等で公表しているものを記載

機械器具の状況（除草機等の機械類）

水系名	河川関係の機械器具の内訳				備考
	除草機等	巡視船	水面清掃船	パトロール車	
天塩川				4	
渚滑川				2	湧別川と共有
湧別川				2	渚滑川と共有
常呂川				2	網走川と共有
網走川				2	常呂川と共有
留萌川				1	
石狩川				16	
尻別川				1	
後志利別川				1	
鶴川				2	沙流川と共有
沙流川				2	鶴川と共有
釧路川		1		1	
十勝川				4	
岩木川	2	1		4	
高瀬川	1	2		1	
鳴瀬川	8			3	パトロール車1台は北上川水系と共有
名取川	2	1		3	
雄物川	7	1		5	
子吉川	2			1	
最上川	10	2	1	14	
赤川	4	1		3	
黒部川		1	1	2	
常願寺川	2			2	
小矢部川	5			2	
手取川	3	1	1	2	
梯川	1	1		1	
狩野川	3			2	
安倍川	3			1	
大井川	2			1	
菊川	2			1	
豊川	2			2	
鈴鹿川	2			1	草刈車は雲出川、櫛田川、宮川と共有
雲出川	2			1	草刈車は鈴鹿川、櫛田川、宮川と共有
櫛田川	2			1	草刈車は鈴鹿川、雲出川、宮川と共有
宮川	2			1	草刈車は鈴鹿川、雲出川、櫛田川と共有
円山川		1		1	
加古川	1			1	草刈車は揖保川と共有
揖保川	1			2	草刈車は加古川と共有
千代川	2			1	
天神川	4			1	
日野川	3	1	1	2	
高津川	2	2		1	
吉井川	4	2	2	4	
旭川	4	1		1	
太田川	3	3	2	7	
佐波川	2	1	1	3	
那賀川	1			1	
土器川				1	
重信川		2		1	
肱川	1	5		1	
物部川		1		1	巡視船は仁淀川と共有
遠賀川		2	2	5	
矢部川				1	
松浦川	1		1	1	
六角川	2	1	1	2	
嘉瀬川	1	1		1	
本明川	1			1	
菊池川	5	2		2	
白川	2			1	
緑川	2	2		2	
球磨川	2	3		2	
大分川	2	3		1	
番匠川	3	2		1	
小丸川	1			1	
肝属川	2			2	

※複数の水系で共有している機械類は、各水系に重複して計上している。